

平成 年 月 日

担 当 医 様

兵庫県立姫路南高等学校

学校感染症の証明について（ご依頼）

上記の件について、下記の証明をお願い申し上げます。

（参考）学校保健安全法施行規則第19条において、インフルエンザにあつては「解熱した後2日を経過するまで」となっていますが、平成24年4月1日から「発症後5日かつ解熱後2日」に改正されましたことにご留意願います。

登 校 証 明 書

氏名 _____

病名 _____

上記の生徒は、平成 年 月 日より 月 日まで頭書の疾病

により療養中のところ予防上支障がないと認められましたので登校してもよいことを証明します。

平成 年 月 日

医師 印